

各都道府県総務部  
（人事担当課・安全衛生担当課扱い）  
（市町村担当課・区政課扱い）  
各指定都市総務局  
（人事担当課・安全衛生担当課扱い）  
各人事委員会事務局

御中

総務省自治行政局公務員部  
公務員課  
女性活躍・人材活用推進室  
安全厚生推進室

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の  
基本的感染対策等について

本年5月8日から新型コロナウイルス感染症について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）上の位置付けが新型インフルエンザ等感染症から5類感染症に変更される予定であり、この位置付けの変更と合わせて、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針は廃止されることとなります。

これに伴い、内閣官房内閣人事局から各府省等に対して別添のとおり、本日付けで本年5月8日以降の基本的感染対策（マスク着用、手洗い等の手指衛生等）や各府省等で実施しているその他対策（検温、消毒液・パーティション設置等）について個人又は各府省等の判断にて行うこと、テレワークやフレックスタイム制を活用した柔軟な働き方を可能にする環境整備及び職員が新型コロナウイルス感染症に感染した場合の対応等について通知が発出されましたのでご参考としてください。

また、これまで人事院から各府省に対して、新型コロナウイルス感染症の感染防止に向けた職場における対応等に係る通知が発出されていたところですが、新型コロナウイルス感染症が予定どおり5類感染症に変更された場合は、これらの通知は廃止される予定です。これに伴い、当省から各地方公共団体宛てに発出した通知等で示した次の取扱いについても、5月7日までの対応とする予定です。

- ・新型コロナウイルス感染症の感染防止に向けた職場における対応
- ・新型コロナウイルス感染症に係る特別休暇（出勤困難休暇）の取扱い
- ・地方公共団体の職員採用における新型コロナウイルス感染症への対応
- ・新型コロナワクチン接種に係る特別休暇・職務専念義務免除の取扱い

なお、人事院による通知の廃止及びこれを踏まえた上記の取扱い変更に係る通知の発出は、新型コロナウイルス感染症の法令上の位置付けの変更に係る法令が公布された後となりますので、ご承知ください。

各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村等に対しても速やかにこの旨周知いただきますようお願いいたします。なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市町村に対しても情報提供を行っていることを申し添えます。

**【連絡先】** 総務省自治行政局公務員部

公務員課公務員第二係（職務専念義務の免除に関すること）

電 話 03-5253-5543

公務員課公務員第四係（勤務時間・休暇制度に関すること）

電 話 03-5253-5544

女性活躍・人材活用推進室（在宅勤務・テレワークに関すること）

電 話 03-5253-5546

安全厚生推進室（上記以外に関すること）

電 話 03-5253-5560